市町村へのレセプト情報提供について

市町村が行う事業実施のため、後期高齢者医療のレセプト情報の提供依頼があったもの。

(1)対象の範囲

下表の対象期間に係る依頼書に記載のレセプト情報

(2) 提供先、利用目的、対象期間、及び提供方法 下表のとおり

(3) 保有個人情報の提供の根拠

「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」第7条第2項第3号に基づき当該提供する保有個人情報は、提供を受ける市町村が法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報の利用を利用することについて相当な理由があるため。

【提供先等一覧】

提供先	利用目的	対象期間	提供方法	承諾年月日
福岡市	更生医療受給者の統計資	平成27年3月診療	福岡県国民健康	平成 28 年
	料作成のため	分から平成28年2	保険団体連合会	4月12日
		月診療分まで	を通じて提供	
	ICT を活用した情報基盤	平成28年4月請求	福岡県国民健康	平成 28 年
	「地域包括ケア情報プラ	分から平成29年3	保険団体連合会	4月21日
	ットフォーム」を構築す	月請求分まで	を通じて提供	
	るため			
北九州市	自立支援医療(更生医療)	平成28年2月診療	福岡県国民健康	平成 28 年
	受給適正化のため	分から平成28年3	保険団体連合会	6月8日
		月診療分まで	を通じて提供	
	レセプト等のデータを用	平成27年5月審査	福岡県国民健康	平成 28 年
	いてのデータ分析システ	分から平成28年4	保険団体連合会	8月15日
	ム開発、これを活用した	月審査分まで	を通じて提供	
	認知症・介護予防事業の			
	実践のため			
	自立支援医療(更生医療)	平成28年4月診療	福岡県国民健康	平成 28 年
	受給適正化のため	分から平成28年6	保険団体連合会	9月2日
		月診療分まで	を通じて提供	
		平成28年8月診療	福岡県国民健康	平成 28 年
		分から平成 28 年	保険団体連合会	12月6日
		10 月診療分まで	を通じて提供	

提供先	利用目的	対象期間	提供方法	承諾年月日
北九州市	自立支援医療(更生医療)	平成 28 年 10 月診	福岡県国民健康	平成 29 年
	受給適正化のため	療分	保険団体連合会	1月24日
			を通じて提供	
		平成 28 年 10 月診	福岡県国民健康	平成 29 年
		療分から平成 28	保険団体連合会	3月13日
		年 12 月診療分ま	を通じて提供	
		で		
小郡市	高齢者健康者表彰事業の	平成27年4月診療	広域連合標準シ	平成 28 年
	ため	分から平成28年3	ステム(後期高齢	7月4日
		月診療分まで	者医療担当課)を	
			使用して提供	
筑前町	医療費及び介護費用につ	平成27年4月診療	福岡県国民健康	平成 28 年
	いての実証研究に供する	分から平成28年3	保険団体連合会	8月3日
	ため	月診療分まで	を通じて提供	
豊前市	在宅歯科訪問の実施によ	平成28年1月診療	福岡県国民健康	平成 28 年
	る健康づくりに取り組	分(2月審査分)	保険団体連合会	9月27日
	み、経過や結果をシステ	から平成 28 年度	を通じて提供	
	ムによりデータ管理する	の最新分まで		
	ため	※月遅れ請求分を		
		含む		
		平成28年9月診療	福岡県国民健康	平成 29 年
		分から平成 28 年	保険団体連合会	2月24日
		度の最新分まで	を通じて提供	
		※月遅れ請求分を		
		含む		
古賀市	後期高齢者医療費増加要	平成27年4月診療	福岡県国民健康	平成 29 年
	因分析のため	分(5月審査分)	保険団体連合会	1月10日
		から平成 28 年度	を通じて提供	
		最新分まで		
		※月遅れ請求分を		
		含む		
那珂川町	体力や身体活動量、生活	平成22年4月診療	福岡県国民健康	平成 29 年
	習慣などが認知症や寝た	分から平成 28 年	保険団体連合会	2月24日
	きりといった健康状態に	11 月診療分まで	を通じて提供	
	与える影響を検証するた			
	め			
	介護予防マネジメント作	平成28年1月診療	福岡県国民健康	平成 29 年
	成における医療情報分析	分から平成 28 年	保険団体連合会	3月1日
	のため	12月診療分まで	を通じて提供	

【参考】

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

- 第7条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (3)他の実施機関又は国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報 の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に 係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由 のあるとき。

(以下 略)